

CASH RADAR PB システム
NMC FAX 通信
#734

■ 令和7年 年末調整のポイント [基礎控除]、[給与所得控除]

本年の年末調整では「基礎控除」と「給与所得控除」の見直しが行われます。

その内容と CASH RADAR PB システムの対応をご案内いたします。

●● [基礎控除]の見直し

合計所得金額	R7-8 年基礎控除額	R6 年
0 円 132 万円以下	950,000 円 (58 万+37 万) ☆	
132 万円超 336 万円以下	880,000 円 (58 万+30 万) ◆	
336 万円超 489 万円以下	680,000 円 (58 万+10 万) ◆	480,000 円
489 万円超 655 万円以下	630,000 円 (58 万+5 万) ◆	
655 万円超 2,350 万円以下	580,000 円 (58 万+0)	
2,350 万円超 2,400 万円以下	480,000 円	480,000 円
2,400 万円超 2,450 万円以下	320,000 円	320,000 円
2,450 万円超 2,500 万円以下	160,000 円	160,000 円
2,500 万円超	0 円	0 円

48 万円から「58 万円」に引き上げ（所得 2,350 万円以下）。
さらに特例により、最高額は「95 万円 ☆」に。

[☆]は恒久的措置

[◆]は 2 年間の時限措置

◆は R9 年から「58 万円+0」

●● [給与所得控除]の見直し

年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表 より

給与等の金額	給与所得控除後の給与等の金額	R6 年	
651,000 円未満	0 円	551,000 円未満	0 円
651,000 円以上 1,900,000 万円未満	給与等の金額から 650,000 円 を控除した金額	551,000 円以上 1,619,000 円未満	給与等の金額から 550,000 円 を控除した金額

最低保障額が 55 万円から「65 万円」に引き上げられ、対象となる給与収入が 190 万円まで拡大。

所得税における【160 万円の壁】について (R6 年までは“103 万円の壁”)

給与収入 160 万円	160 万 - 給与所得控除 65 万 = 95 万 → 95 万 - 基礎控除 95 万	課税給与所得金額 = 0 円
給与収入 161 万円	161 万 - 給与所得控除 65 万 = 96 万 → 96 万 - 基礎控除 95 万	課税給与所得金額 = 1 万円

CASH RADAR PB システムの対応 ~2025/11 月末メンテナンス実施

年末調整に対応するプログラムは、11 月末に自動メンテナンスでご提供いたします。

今回ご案内した「基礎控除」「給与所得控除」の改定は、システムにおける計算式の改定となりますので、お客様側で設定の変更や追加を行う必要はございません。

メンテナンス実施後、各種関連メニューにおいて改定後の計算式により年調年税額等が自動算出されます。

参考～ 国税庁 PDF 「電子計算機等による年末調整」

電子計算機 年末調整 2025

